

# 与那原町庁舎建設検討委員会

## 第3回 会議資料

### 目次

1. 新庁舎の規模算定	-----	1
(1) 前提条件	-----	1
(2) 庁舎規模の算定	-----	1
① 総務省地方債庁舎算定基準による算定	-----	2
② 新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）を参考とした算定	---	3
③ 近隣町村データによる算定	-----	4
2. 新庁舎規模の整理	-----	5

## 1. 新庁舎の規模算定

新庁舎の規模を算定するための基本指針として、将来人口・将来職員数及び議員数により必要面積を算出します。

また、新庁舎の規模算定は、総務省による「地方債庁舎面積算定基準」のほか国土交通省による「新営一般庁舎面積算定基準」による基準を基に比較検討し適正な規模を算定します。

### (1) 前提条件

- 現庁舎職員数は154人で、職員1人あたりの面積は13.09㎡です。
  - 現庁舎は施設が狭隘なため、生涯学習振興課は与那原町コミュニティセンターに併設されています。
  - 狭隘なため、上下水道課は上下水道庁舎に配置されています。
- ① 新庁舎では現庁舎職員数に加えて、集約検討部署として生涯学習振興課、上下水道(ア)課職員数を加えた**184**人を職員数とします。
  - ② 議員数は現状の14人とします。

新庁舎における職員数・議員数						
	三役・特別職 [人]	課長級 [人]	課長補佐 [人]	一般職 [人]	臨時・嘱託職 [人]	合計 [人]
現庁舎職員	3	17	17	63	54	154
集約検討部署職員		2	4	12	12	30
合計	3	19	21	75	66	<b>184</b>
町議会議員数						<b>14</b>

### (2) 庁舎規模の算定

3方式で庁舎規模を算定後、条件等を比較し、適切な算定方式及び適正庁舎規模を決定します。

#### ① 総務省地方債庁舎算定基準による算定

庁舎の建設には地方債を財源として充てることが認められており、『地方債同意等基準運用要綱』において、起債対象となる庁舎の標準面積が記載されています。

#### ② 新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）を参考とした算定

各省営繕事務の合理化・効率化のために定められた基準です。本基準に含まれていない業務支援機能や議会機能については、基準外諸室面積として個別に算出、加算します。

### ③ 近隣町村データによる算定

近隣町村の庁舎における職員 1 人あたりの面積を算出し、本町の常勤職員数に  
乗じて必要庁舎面積を算出します。

比較的庁舎の新しい 6 町村のデータを活用します。

#### ① 総務省地方債庁舎標準算定基準

室名	職区分	イ) 職員数	ロ) 換算率	ハ) 基準面積	イ)×ロ)×ハ) 必要面積 (㎡)
事務室 (換算職員数 × 4.5 ㎡)	特別職等	3	12.0	4.5	162.0
	課長級	19	2.5		213.8
	課長補佐	21	1.8		170.1
	一般職員	75	1.0		337.5
	臨時・嘱託職員	64	1.0		297.0
① 事務室 小計					<b>1,180.4</b>
倉庫	事務室の 13%	1,171.4 ㎡ × 0.13			153.4
※1 会議室等	職員数×7.0 ㎡	182 人×7.0 ㎡			1,288.0
② 付属部分面積 小計					<b>1,441.4</b>
※2 ③玄関等	専用部分 40%	③ (①+②+⑦) × 0.4			<b>1,489.9</b>
④ 行政部門面積 ④=①+②+③					<b>4,111.7</b>
⑤議会関係	議員数×35 ㎡	14 人 × 35 ㎡			<b>490.0</b>
⑤ 必要面積の合計		⑥ ④+⑤			<b>4,601.7</b>

※1：会議室等：会議室、電話交換室、便所、洗面所、その他諸室

※2：玄関、広間、廊下、階段等の交通部分

#### ■その他必要と思われる機能

業務支援機能	サーバールーム	現状面積を計上	60.0
	印刷室	12 ㎡×3 階	36.0
窓口機能	来庁者相談室	9 ㎡×3 室	27.0
	町民ロビー	待合、展示・町政情報コーナー	200.0
防災機能	防災対策機能	防災計画初動体制人数×7 ㎡	140.0
	備蓄倉庫	1 万人当り 65 ㎡×2 万人	130.0
保管機能	図書保管庫	必要面積（現況面積等）	100.0
福利厚生機能	休憩室	20 ㎡×3 階	60.0
	更衣室	20 ㎡×3 階	60.0
	シャワー室	5 ㎡×3 階	15.0
その他機能	産業医室	所要面積 150 人以上 55 ㎡	55.0
	町民交流ホール	必要面積	200.0
⑦ の他機能面積 合計			<b>1,083.0</b>
⑧ 庁舎面積 合計		⑧ =⑥+⑦	<b>5,676.7</b>

## ② 国土交通省による新営一般庁舎面積算定基準

室名	職区分	イ) 職員数	ロ) 換算率	ハ) 基準面積	イ)×ロ)×ハ) 必要面積 (㎡)
事務室 (換算職員数 × 3.3 ㎡)	特別職等	3	10.0	3.3	99.0
	課長級	19	2.5		156.8
	課長補佐	21	1.8		124.7
	一般職員	75	1.0		247.5
	臨時・嘱託職員	64	1.0		217.8
	① 事務室 小計				
② 小計 (補正率 1.1)					<b>930.4</b>
③付属面積	会議室	100人当り 40㎡ 10人増で+4㎡			72.0
	電話交換室	換算職員数 160人の場合			36.0
	倉庫	769.5㎡×0.13			110.0
	宿直室	1人 10㎡、1人増で 3.3㎡追加			13.3
	湯沸室	6.5㎡~13㎡ 8.0㎡×3階			24.0
	受付	最少面積 6.5㎡			6.5
	便所・洗面所	職員 150人以上 (0.32㎡/人×182)			58.2
	医務室	所要面積 150人以上 55㎡			55.0
	③ 付属面積 小計				
④固有面積	議会関係	議員数 14人×35㎡			490.0
	防災機能	防災計画初動体制制人数×7㎡			140.0
	備蓄倉庫	1万人当り 65㎡×2万人			130.0
	サーバールーム	現状面積			60.0
	印刷室	12㎡×3階			36.0
	来庁者相談室	9㎡×3室			27.0
	町民ロビー	待合、展示・町政情報コーナー			200.0
	図書保管庫	必要面積 (現況面積等)			100.0
	休憩室	20㎡×3階			60.0
	更衣室	20㎡×3階			60.0
	シャワー室	5㎡×3階			15.0
	町民交流ホール	必要面積			200.0
	④ 固有面積 小計				
⑤機械・電気室	設備機械・電気室	①+③+④≒2,739.4㎡ 547㎡+96㎡			<b>643.0</b>
	自家発電機	有効面積下限値			<b>29.0</b>
	⑤ 機械室 小計				
⑥交通部分	40%議会除く	①+③+④+⑤ 合計面積の40%			<b>1,364.6</b>
⑦必要面積の合計		⑦=②+③+④+⑤+⑥			<b>4,776.0</b>

### ③近隣町村データによる算定

近隣町村の庁舎における職員一人あたりの面積を算出し、本町の常勤職員数に乗じて必要庁舎面積を算出します。

比較的庁舎の新しい下表の6町村のデータを活用します。

市町村名	西原町	八重瀬町	中城村
庁舎写真			基本設計
人口 (H18.3)	35,045 人	30,794 人	20,186 人
庁舎竣工年	2016 年	2017 年	2022 年
構造・延べ面積	RC(免震)/5,900 m <sup>2</sup>	RC(免震)/7,036 m <sup>2</sup>	RC/4,970 m <sup>2</sup>
庁舎勤務職員数	282 人	230 人	138 人
職員一人あたり面積	20.90 m <sup>2</sup> /人	30.59 m <sup>2</sup> /人	36.01 m <sup>2</sup> /人
市町村名	南風原町	北谷町	読谷村
庁舎写真			
人口 (H18.3)	33,267 人	26,881 人	38,530 人
庁舎竣工年	1998 年	1998 年	1997 年
構造・延べ面積	SRC/7,148 m <sup>2</sup>	RC/9,780 m <sup>2</sup>	RC/8,495 m <sup>2</sup>
庁舎勤務職員数	214 人	272 人	213 人
職員一人あたり面積	33.40 m <sup>2</sup> /人	35.95 m <sup>2</sup> /人	39.88 m <sup>2</sup> /人

上記 6 町村職員一人あたり面積の平均を、新庁舎常勤職員数 184 人に乗じる。

#### ●平均面積

$$(20.90+30.59+36.01+33.40+35.95+39.88) / 6 = 32.79 \text{ [m}^2\text{/人]}$$

$$32.79\text{[m}^2\text{/人]} \times 184\text{[人]} = 6,033.36 \text{ m}^2$$

## 2. 新庁舎規模の整理

各算定方法により、職員数 184 人から算出した新庁舎の面積は次のようになります。

庁舎規模の算定			
	総務省地方債基準	新営一般庁舎面積 算定基準	近隣町村データ
必要庁舎面積	5,676.7 m <sup>2</sup>	4,776.0 m <sup>2</sup>	6,033.4 m <sup>2</sup>
職員 1 人あたり 面積	30.85 (m <sup>2</sup> /人)	25.95 (m <sup>2</sup> /人)	32.79 (m <sup>2</sup> /人)
備 考	行政事務・議会が前提 防災機能等は新営庁 舎を参考に加算	国家機関が対象 来庁者が多岐にわたる 町役場では不足する機 能あり	西原町、八重瀬町、中 城村、南風原町、北谷 町、読谷町実績より算 定



**新庁舎想定面積**      5,650 m<sup>2</sup>

算定結果より、3方式で算出した面積の平均値に近似し、総務省地方債基準で算出した面積に、新営庁舎基準を参考に業務支援機能、窓口機能、防災機能、保管機能等必要面積を積上げ加算した面積から、新庁舎の総床面積は概ね **5,650 m<sup>2</sup>**程度を想定します。

今後、設計段階において詳細な必要面積の積上げを行いますが、新庁舎面積は概ね 5,650 m<sup>2</sup>程度を目標にします。